

高取町地域福祉計画・地域福祉活動計画及び高取町第3期障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、高取町地域福祉計画・地域福祉活動計画及び高取町第3期障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

高取町地域福祉計画・地域福祉活動計画及び高取町第3期障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務

(2) 業務の目的

本業務は、「高取町地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「高取町第3期障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」の策定へ向けて、基本資料となる市民アンケート調査等各種調査の実施とともに、各計画内容の検討に必要な情報収集、資料作成、検討を行う会議の運営支援その他これらに伴う業務の全般的な支援について、各計画間の相互の連携及び内容の調整を図りながら効果的、効率的に実施することを目的とする。

なお、「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」の策定業務は一定的に行われるが、業務及び成果品に対する委託料は別々に支払うものとする。

○「高取町地域福祉計画」策定業務・・・高取町が負担

○「高取町地域福祉活動計画」策定業務・・・高取町社会福祉協議会が負担

(3) 業務内容

以下の仕様書に掲げるとおりとする。

ア 「高取町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務仕様書」

イ 「高取町第3期障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務仕様書」

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 提案限度額

金 12,716,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(内訳)

ア 高取町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務

金 7,370,000 円

また、「高取町地域福祉計画・地域福祉活動計画」に係る内訳は、
「高取町地域福祉計画」策定業務にかかる分として5,654,000円、
「高取町地域福祉活動計画」策定業務にかかる分として1,716,000円の
範囲内とする。

イ 高取町第3期障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計
画策定業務

金 5,346,000円

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 近畿圏内に本店又は支店等を有する者であること。
- (3) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (4) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (5) 高取町入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止措置その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。
- (6) 高取町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は、同条第2号及び第3号に規定する暴力団員等の関与が認められる団体でないこと。
- (7) 高取町の指名登録（物品）において登録していること。
- (8) プライバシーマーク認証を取得している者であること。
- (9) 奈良県内市町村において地域福祉計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定実績を有すること。
- (10) 過去に高取町の計画策定業務の実績を有すること。
- (11) 本業務を統括させるとともに、本町との連絡調整を行い、必要に応じて関係者等との調整を行うことができる者を主担当（無期限の雇用契約で常勤の者に限る）として配置することができる者であること。

4 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申請書及び提案書を指定期限までに提出すること。

5 参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和8年4月10日（金）まで

（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出場所

高取町役場福祉課

〒635-0154 奈良県高市郡高取町大字観覚寺990番地1

(3) 提出書類

①参加申込書（様式第1号）

②令和6年度・7年度高取町入札参加資格審査申請（物品等）の受付票写し

③会社概要（様式第2号）

※プライバシーマーク登録証の写しを添付すること

④業務実施体制（様式第3号）

※3.（11）で示す要件を確認できるもの（社員証等）の写しを添付すること

⑤関連業務実績調書（様式第4号）

※実績を確認できる契約書の写し等を添付すること

⑥暴力団排除に関する誓約書（様式第8号）

※上記書類は高取町ホームページにてダウンロードすること。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。尚、郵送による場合は、簡易書留又は書留によることとし、令和8年4月10日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付けする。

(5) 備考

提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について審査し、不適格な場合は、非選定の通知を行う。

6 質問及び回答

(1) 受付期間

令和8年4月8日（水）まで

（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 質問方法

質問票（様式第5号）に質問内容を簡潔明瞭に記入し、下記のメールアドレスに電子メールにて提出すること。また、確認のため質問票を提出した旨を電話連絡すること。

※質問は電子メールのみとする。口頭、電話、郵送等その他の方法によるものは、受付しない。

高取町福祉課 takatori-fukushi@town.takatori.nara.jp

(3) 回答

上記の受付期間に受理した質問は、参加申込書の提出があった全ての者に、令和8年4月9日（木）までに電子メールにて回答する。

7 提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年4月17日(金)まで

(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

高取町役場福祉課

〒635-0154 奈良県高市郡高取町大字観覚寺990番地1

(3) 提出書類

- ① 提案書表紙(様式第6号)
- ② 業務実施体制及び実績(任意様式)
- ③ 業務実施スケジュール(任意様式)
- ④ 企画提案書(任意様式)
- ⑤ 見積書(任意様式)※正本のみ
- ⑥ 履歴事項全部証明書の写し(発行後3カ月以内のもの) 正本のみ

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出とする。尚、郵送による場合は、簡易書留又は書留によることとし、令和8年4月17日(金)午後5時までに到着したものに限り受け付けする。

(5) 提出部数

正本1部、副本6部を提出すること。

副本については、すべての書類において参加事業者を特定できる情報(会社名等)を削除又は黒塗りをして提出すること。

(6) その他

- ① 用紙の規格は、A4を基本とし、記載内容に干渉しないようファイリングし提出すること。
- ② 企画提案書(任意様式)には、各ページに通し番号を付けること。
- ③ 提案書表紙(様式第6号)原本には、代表者の押印をすること。
- ④ 辞退する者は、速やかに提案辞退届(任意様式)を提出すること。

8 ヒアリング

提案者に提案内容の説明及び質疑を求めためヒアリングを実施する。

(1) 日時及び場所

令和8年4月20(月)又は21日(火)又は22日(水)又は23日(木) 予定
(詳細は別途通知する。)

高取町役場庁舎2階集会室

(2) 提案にかかる時間

事前準備5分

プレゼンテーション20分

質疑応答、ヒアリング10分

(3) 留意事項

- ① 出席者は最大3名までとする。
- ② 当業務実務担当予定者が出席すること。万が一欠席する場合はその旨を申告すること。
- ③ 欠席をした場合は、提案書の審査、評価及び選定から除外する。
- ④ スクリーン、プロジェクターの使用は認めない。提案書のみを使用して説明することとし、追加の資料及び提案は認めない。

9 審査結果

- (1) 別紙の「審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最高得点を得た者を優先交渉権者に特定する。尚、最高得点を得た者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を優先交渉権者に特定し、見積金額が同額の場合はくじにより優先交渉権者を特定する。
- (2) 審査結果は、ヒアリング後、概ね7日以内に電子メール及び文書にて全ての参加者に通知する。
- (3) (2)の通知を受けた契約候補者は、記名押印後の「承諾・辞退届」(様式第7号)を持参または郵送にて速やかに提出すること。
- (4) 選定結果については、何人も異議を申し立てることはできない。

10 仕様書等の確定の協議

町長は確定の通知を受けた優先交渉権者と協議して仕様書(企画提案書を含む。)の内容を確定する。

11 次順位の交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行い、仕様書等の確定に向けて協議する。

次順位の交渉権者には、福祉課の担当職員から別途連絡する。

- (1) 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。
- (2) 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。
- (3) 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

12 契約締結予定者の決定及び契約手続き

10又は11の仕様書等の確定により、当該確定の協議を行った交渉権者を契約締結予定者とし、当該契約予定者を町長が契約相手と認めたときは、遅滞なく、福祉課の担当職員からその旨を連絡する。連絡を受けた契約締結予定者は、契約の相手方であることを知った日から10日以内の間に契約を締結する義務を負います。契約締結事務は福

社課において行う。

1.3 失格条項等

次に該当する場合は、棄権又は失格とみなし、審査の対象から除外する。

- (1) 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった者
- (2) この実施要領に定める資格要件を満たさなくなった者
- (3) 町が示した提案限度額を超える見積額を提出した者
- (4) 提出書類に虚偽の内容を記載した者
- (5) この実施要領に違反又は逸脱した者
- (6) その他町の指示に従わない者

1.4 その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (4) 提出されたすべての書類は、返却しないものとする。
- (5) 提出されたすべての書類は、高取町情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開)となる。
- (6) 提案書等の受理後の差し替え、追加・削除・訂正は、原則として認めない。
- (7) 提案書の提出者が1者であった場合は、審査基準による得点が60点以上で、委員会が認めたものを契約の相手方として特定することがある。
- (8) その他、定めのない事項については、地方自治法及びその他関係法令等に従うものとする。

1.5 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
参加申込書の提出	令和8年4月10日(金)まで
質問票の提出	令和8年4月8日(水)まで
質問票の回答	令和8年4月9日(木)まで
提案書の提出	令和8年4月17日(金)まで
ヒアリング	令和8年4月20日(月)又は21日(火)又は22日(水) 又は23日(木) 予定
審査結果の通知	令和8年4月下旬予定
契約の締結	令和8年5月上旬予定